

いじめ防止基本方針

いじめの早期発見・未然防止に向けて

ーすべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるようにー

もくじ

I ねらいと基本方針

- 1 ねらい
- 2 いじめの定義
- 3 いじめに対する基本的な考え方
- 4 指導方針

II 早期発見・早期対応

III いじめを許さない学校・学級づくり

IV いじめ問題に取り組む体制整備

- 1 いじめ対策チームの設置
- 2 年間を見通したいじめ対策指導計画の作成

V いじめを認知した時の対応

VI ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のために
- 3 早期発見・早期対応のために
- 4 書き込み等の削除の手順

VII 重大事態への対処

I ねらいと基本方針

1 ねらい

「いじめ防止対策推進法」の公布にともない、いじめ防止に関する基本理念・基本方針を定め、いじめ根絶に向けて学校、家庭、地域社会及び教育委員会を含めた社会全体が一丸となって取組み、次代を担う子どもたちの生命・身体を守り、安心して生活し、生き生きと学ぶことのできる環境をつくる。

2 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。
【いじめ防止対策推進法 第二条一項】

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断

表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。（たとえ善意の行為であっても当てはまることがある。）

○ いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【平成27年8月17日文科科学省児童生徒課長通知（依頼）より】

※ 「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

※ 「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団、グループ等、当該児童生徒と何らかの人的関係にあるものを指す。

3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうることである。
- (2) 暴力を伴わないいじめ（嫌がらせ・いじわる等）は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (3) 軽いと思われるいじめであっても、繰り返されたり集団から集中的に行われたりすることで、重大な危険を生じる。
- (4) 「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することが必要である。
- (5) 犯罪行為と認められるいじめについては教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも速やかに警察に相談・報告の上、連携して対応する。

4 指導方針

いじめの早期発見・未然防止に向けて、「学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり」「豊かな心の育成」を目指す。

(1) 「学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり」のために

- ① 一人一人の特性やよさ、学級内での交友関係の把握
 - Q Uテストの実施
- ② 一人一人のよさや可能性が認められる個を大切にする学級経営
- ③ 学校・学級と家庭、地域が一体となる協力体制の構築、保・幼・小・中・高との連携強化
 - 伊達・ひかり認定こども園、伊達中学校との情報交換と連携指導
 - ホームページ等による積極的な情報発信

(2)「豊かな心の育成」のために

- ① 道徳教育の充実
 - 道徳の時間を要として命の大切さや家族愛、感謝の心を育む道徳教育の推進
 - ・ 道徳教育推進教師を中心とする指導体制の整備
 - ・ 全校で取組む授業参観日等での道徳の授業の推進
- ② 特別活動、体験的な活動の充実
 - 望ましい集団活動・体験活動を通して、自主・自律の育成
- ③ キャリア教育の充実
 - 自立した社会人となるための能力・態度の育成
- ④ 生徒指導の充実
 - いじめや不登校の根絶のための組織的対応と関係機関との連携
 - ・ 校内の教育相談の充実
 - ・ 校内でのケース会の実施
 - ・ 市教育委員会、関係機関との連携
 - ・ 市生徒指導アドバイザーとの連携

(3) 早期発見・早期対応のためのいじめに関する調査の実施

- ① ねらい
 - いじめの早期発見・早期対応、未然防止につなげるため、いじめの実態を把握する。
- ② 調査時期
 - 学期1回 年3回
- ③ 調査内容
 - いじめ発生の有無
 - いじめが発生した場合
 - いじめの疑いがある場合
 - ・ いじめの内容
 - ・ 発見のきっかけ
 - ・ 学校としての対応状況
 - ・ 解消状況

アンケートの結果から
聞き取りを行い、
いじめ報告書に記入後、
市教委に提出する。

II 早期発見・早期対応について

いじめは、早期発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から児童と教員との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さないようにする。

また、児童生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方々とも連携して情報を収集する。具体的には、下記のことに留意する。

- 1 いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分認識する。
日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。
- 2 いじめが生じた場合および、いじめの疑いがある場合には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- 3 事実関係の究明にあたっては、当事者だけではなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- 4 いじめ問題については、保護者や関係機関と適切な連携を図る。
- 5 「学校いじめ防止基本方針」については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るようにする。実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を得るようにする。

Ⅲ いじめを許さない学校づくり

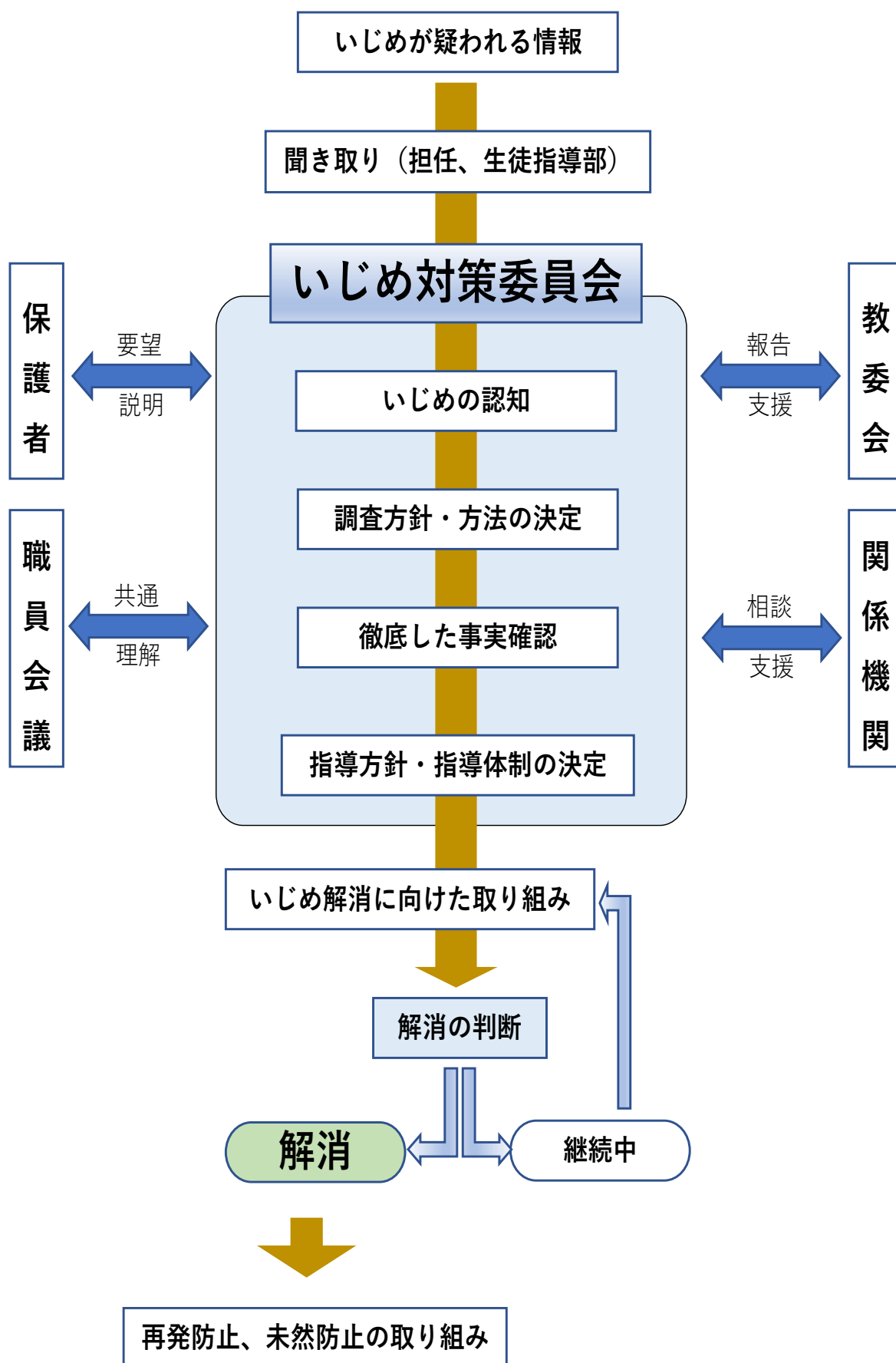
- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。特に、いじめる児童に対しては、毅然とした指導を行う。
また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- 2 いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるために、教職員は、児童生徒一人一人を大切にす
る。
- 3 いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていること
を認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて
必要な指導を行う。

- いじめアンケートの実施（6月、11月、2月の3回）
- 教育相談の実施（6月、11月の2回、その他必要に応じて）

Ⅳ いじめ問題に取り組む体制整備

- 1 いじめ対策チームの設置
 - （1）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭により構成する。場合により個々のいじめの防止・早期発
見・対処に当たって、その関係の深い教員を入れて構成する。また、スクールカウンセラーの助言
を得る。
 - （2）組織の役割
 - ① 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめに係る情報や児童の問題行動などに係る情報を収集し、その記録等を共有する。
 - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支
援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。
- 2 心の通い合う教職員の協力体制
温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠
である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について相談したり、尋ねたり、気軽に話ができる職場
の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構
築するとともに児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- 3 年間を見通したいじめ対策指導計画の整備
 - （1）いじめの未然防止、早期発見のために年度当初、年間の指導計画を全職員で確認し、学校全体で
取り組む。
 - （2）基本方針が学校の実態に即して適切に機能しているかを見直すPDCAサイクルを盛り込み、取
り組み状況を学校評価の項目に位置づける。

V いじめを認知したときの対応



Ⅵ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだりメールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者と連携を密にし、協力しながら指導を行う。

(1) 情報モラル指導

インターネットの特殊性を踏まえて

- 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わる。
- 匿名にしても書き込みをしたものは、特定できる。
- 有害情報や違法情報も含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルや、被害者の自殺や傷害等の事件に発展する場合もある。

(2) 家庭における留意点

- パソコンや携帯電話、通信機能付きゲームを管理するのは、第一義的に保護者の責任である。
- 携帯電話を持たせる必要性について十分に検討する。与える場合は、フィルタリングをかける等手立てをとる。
- スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。

3 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を児童生徒、保護者に教える。

(1) 書き込みや画像の削除に向けて

被害拡大を防ぐためにも専門機関へ相談し、迅速に削除を行う。

【指導のポイント】

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にあたり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

Ⅶ 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、連携して対処する。

また、外部による第三者委員会により、重大事態について事実関係の調査及び検証を行うとともに、再発防止策の検討・提言を図る。